(4) 健康を支える環境づくりについて，自他や社会の課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　健康を支える環境づくりについて理解を深めること。

(ｱ) 環境と健康

人間の生活や産業活動は，自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすことがあること。それらを防ぐには，汚染の防止及び改善の対策をとる必要があること。また，環境衛生活動は，学校や地域の環境を健康に適したものとするよう基準が設定され，それに基づき行われていること。

(ｲ) 食品と健康

食品の安全性を確保することは健康を保持増進する上で重要であること。また，食品衛生活動は，食品の安全性を確保するよう基準が設定され，それに基づき行われていること。

(ｳ) 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康を保持増進するには，保健・医療制度や地域の保健所，保健センター，医療機関などを適切に活用することが必要であること。

また，医薬品は，有効性や安全性が審査されており，販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には，医薬品を正しく使用することが有効であること。

(ｴ) 様々な保健活動や社会的対策

我が国や世界では，健康課題に対応して様々な保健活動や社会的対策などが行われていること。

(ｵ) 健康に関する環境づくりと社会参加

自他の健康を保持増進するには，ヘルスプロモーションの考え方を生かした健康に関する環境づくりが重要であり，それに積極的に参加していくことが必要であること。また，それらを実現するには，適切な健康情報の活用が有効であること。

イ　健康を支える環境づくりに関する情報から課題を発見し，健康に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに，それらを表現すること。

3　内容の取扱い

(1) 内容の(1)のアの(ｳ)及び(4)のアの(ｲ)については，食育の観点を踏まえつつ，健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するものとする。また，

(1)のアの(ｳ)については，がんについても取り扱うものとする。

(2) 内容の(1)のアの(ｳ)及び(4)のアの(ｳ) については，健康とスポーツの関連について取り扱うものとする。

(3) 内容の(1)のアの(ｴ)については，疾病との関連，社会への影響などについて総合的に取り扱い，薬物については，麻薬，覚醒剤，大麻等を取り扱うものとする。

(4) 内容の(1)のアの(ｵ)については，大脳の機能，神経系及び内分泌系の機能について必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また，「体育」の「A体つくり運動」における体ほぐしの運動との関連を図るよう配慮するものとする。

(5) 内容の(2)のアの(ｱ)については，犯罪や自然災害などによる傷害の防止についても，必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。また，交通安全については，二輪車や自動車を中心に取り上げるものとする。

(6) 内容の(2)のアの(ｲ)については，実習を行うものとし，呼吸器系及び循環器系の機能については，必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また，効果的な指導を行うため，「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

(7) 内容の(3)のアの(ｱ)については，思春期と健康，結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また，生殖に関する機能については，必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること，及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。

(8) 内容の(4)のアの(ｱ)については，廃棄物の処理と健康についても触れるものとする。

(9) 指導に際しては，自他の健康やそれを支える環境づくりに関心をもてるようにし，健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。

第3款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，体育や保健の見方・考え方を働かせながら，運動や健康に